3 重 要 事 項 説 明 書 (訪問介護)

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定訪問介護サービスについて、 契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこ と、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年大阪府条例第115号)」第10条の規定に基づき、指定訪問介護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定訪問介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社エンゲージメント
代表者氏名	代表取締役 山根 啓
本 社 所 在 地 (連絡先及び電話番号等)	大阪府大阪市平野区加美東一丁目 1 番 8 - 4 0 5 号 06-6791-7797
法人設立年月日	令和1年12月3日

- 2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について
- (1) 事業所の所在地等

事業所名称	ケアステーションわたがし					
介護保険指定事業所番号	2775807841(指定事業所番号)					
事業所所在地	大阪府大阪市平野区加美東一丁目1番8-405号					
連 絡 先相談担当者名	06-6791-7797 管理者 谷口 博真					
事業所の通常の 事業の実施地域	大阪市全域・八尾市・東大阪市					

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	株式会社エンゲージメントが設置するケアステーションわたがし(以下「事業所」という。)において実施する指定訪問介護〔指定介護予防型訪問サービス又は指定生活援助型訪問サービス〕事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)にある利用者に対し、指定訪問介護〔指定介護予防型訪問サービス又は指定生活援助型訪問サービス〕の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問介護〔指定介護予防型訪問サービス又は指定生活援助型訪問サービス〕の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	事業所が実施する指定訪問介護は、利用者が可能な限りその居宅において、 その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。 指定訪問介護の実施に当たっては、必要な時に必要な訪問介護の提供ができるよう努めるものとし、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。そして、利用者の所在する市町村、

居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他
の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者
との連携に努めるものとする。

また「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成25年3月4日大阪市条例第26号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日		日	月曜日から金曜日までとする。 ただし、祝日、12月30日から1月3日、8月13日から8月15日までを除 く。	
営	業	時	間	午前9時から午後6時までとする。

(4)サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	年中無休体制とする。
サービス提供時間	24 時間体制とする。

(5)事業所の職員体制

管理者	谷口 博真
-----	-------

職	職務内容	人員数
管理者	1 従業者及び業務の管理を、一元的に行います。2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤1名
サービス提供責任者	 1 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整を行います。 2 訪問介護計画の作成並びに利用者等への説明を行い同意を得ます。利用者へ訪問介護計画を交付します。 3 指定訪問介護の実施状況の把握及び訪問介護計画の変更を行います。 4 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 5 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 6 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します。 7 訪問介護員等の業務の実施状況を把握します。 8 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施します。 9 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施します。 10 その他サービス内容の管理について必要な業務を実施します。 	常 勤 1名 非常勤 0名

	1	訪問介護計画に基づき、日常生活を営むのに必要な指定訪問介護			
訪	2	のサービスを提供します。 サービス提供責任者が行う研修、技術指導等を受けることで介護 技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービス提供しま	常	勤	7名
問介護		す。	市	到	1 70
護員	3	サービス提供後、利用者の心身の状況等について、サービス提供責			
		任者に報告を行います。			
	4	サービス提供責任者から、利用者の状況についての情報伝達を受			
		けます。			
	1	生活援助型訪問サービスの提供に当たって、利用の申込みに係る調整			
訪		をします。			
間	2	利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サー	316	144	. =
事		ビス担当者会議への出席等地域包括支援センター等と連携します。	常	勤	1名
問事業責に	3	サービス提供者に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示すると			
		ともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把	非常	常勤	0名
任者		握します。			
	4	サービス提供者の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導そ			
		の他サービス内容の管理について必要な業務等を実施します。			

- 3 提供するサービスの内容及び費用について
- (1) 提供するサービスの内容について

ન્	ナービス区分と種類	サービスの内容				
訪問	介護計画の作成	利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画 (ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を 定めた訪問介護計画を作成します。				
	食事介助	食事の介助を行います。				
	入浴介助	入浴 (全身浴・部分浴) の介助や清拭 (身体を拭く) 、洗髪など を行います。				
	排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行います。				
	特段の専門的配慮 をもって行う調理	医師の指示に基づき、適切な栄養量及び内容を有する特別食(腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食(単なる流動食及び軟食を除く))の調理を行います。				
	更衣介助	上着、下着の更衣の介助を行います。				
	身体整容	日常的な行為としての身体整容を行います。				
<u></u>	体位変換	床ずれ予防のための、体位変換を行います。				
身	移動·移乗介助	室内の移動、車いす等へ移乗の介助を行います。				
体	服薬介助	配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。				
	起床・就寝介助	ベッドへの誘導、ベッドからの起き上がりの介助を行います。				
介 護	自立生活支援のための見守り的援助	 ○ 入浴、更衣等の見守り(必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを含む。)を行います。 ○ ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ(声かけや見守り中心で必要な時だけ介助)を行います。 ○ 排泄等の際の移動時、転倒しないように側について歩きます。(介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る。) ○ 車いすでの移動介助を行って店に行き、利用者が自ら品物を選べるよう援助します。 ○ 洗濯物をいっしょに干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行います。 ○ 洗濯物をでの方と一緒に冷蔵庫の中の整理を行い、生活歴の喚起を促します。 				
<i>#</i>	買物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。				
生活援助	調理	利用者の食事の用意を行います。				
援助	掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。				
-24	洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。				
	経等のための乗車又は の介助	通院等に際して、訪問介護員等が運転する自動車への移動・移 乗の介助を行います。(移送に係る運賃は別途必要になります。)				

(2) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供(大掃除、庭掃除など)
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)について

区分	サービス提供時間数			20 分以上 30 分未満 (単位数 244)		30 分以上 1 時間未満 (単位数 387)		1 時間以上 30 分を 増すごと (単位数 567+82)	
	サービス提供	利用料	利用者 負担額 (1 割)	利用料	利用者 負担額 (1 割)	利用料	利用者負 担額 (1割)	利用料	利用者 負担額 (1 割)
	昼間 (午前8時 ~ 午後6時)	1,812 ∏	182 ∏	2,713 ∄	272 ∏	4,303 ∄	431 ∄	6,305 門こ 915 円を加算	631 州こ 92 州を 加算
身体介護	早朝 (午前 6 時 ~ 午前 8 時) 夜間 (午後 6 時 ~ 午後 10 時)	2,268 ∄	227 $\!\!\!\!/\!\!\!\!/$	3,391 ∏	340∄	5,382 ∄	539 ∄	7,884 門こ 1,145 円を 加算	789 州こ 115 円を 加算
	深夜 (午後 10 時 ~ 午前 6 時)	2,724 ∄	273 ∄	4,069 ∄	407 円	6,460 ∄	646 ∄	9,463 刊C 1,367 刊を 加算	947 州C 137 州を 加算

身体介護に引続き生活援助を行った場合

所要時間が 20 分から起算して 25 分を増すごとに、+745 円 (利用者負担額 75 円)。但し、2235 円(利用者負担額 224 円)を限度とする。

生	サービス提供 時間数 サービス 提供制間帯			45	分以上 分未満 Z数 179)		·以上 数 220)	
生活援助	昼間			1,990 ∄	199 🖪	2,446 ∄	245 ∄	
53	早朝・夜間			2,490 ∄	249 🖺	3,058 ∄	306 ∄	
	深夜			2,991 ∄	300 ∄	3,669 ∄	367 ∄	
通	院等乗降	昼間(単	位数 97)		夜間(単位数 121)	深夜(単	位数 146)	片道の料金で
介	助	1,078 ∄	108 ∄	1,345 ∄	135 ∄	1623 ∄	163 ∄	す。

- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び 訪問介護計画に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとします。なお、計画時間 数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の 変更の援助を行うとともに訪問介護計画の見直しを行います。
- ※ 利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員よるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て2人の訪問介護員によるサービス提供を行ったときは、上記金額の2倍になります。
- ※ 要介護度が4又は5の利用者の場合であって、通院等のための乗車又は降車の介助を行うことの前後に連続して、相当の所要時間(20~30分程度以上)を要し、かつ手間のかかる身体介護を行う場合には、「身体介護」の介護報酬を算定します。
 - 例えば、乗車の介助の前に連続して、寝たきりの利用者の更衣介助や排泄介助をした後、ベッドから車いすへ移乗介助し、車いすを押して自動車へ移動介助する場合などです。
- ※ 要介護度が1~5の利用者であって、通院等のための乗車又は降車の介助の前後において、 居宅における外出に直接関係しない身体介護(例:入浴介助、食事介助など)に30分~1時間 以上を要し、かつ当該身体介護が中心である場合には、通算して「身体介護」を算定します。
- ※ 当該事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは当該事業所と同一の建物(同一敷地内建物等)に居住する利用者又は当該事業所における一月当たりの利用者が20人以上居住する建物の利用者にサービス提供を行った場合は、上記金額の90/100となります。

また、同一の建物(同一敷地内建物等)のうち当該事業所における一月当たりの利用者が50人以上居住する建物の利用者にサービス提供を行った場合は、上記金額の85/100となります。注:同一敷地内建物等とは、当該事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを言います。

	★2 加 算	利用料	利用者 負担額	算 定 回 数 等
要公	特 定 事 業 所 加 算 (I) 特 定 事 業 所 加 算 (Ⅲ) 特 定 事 業 所 加 算 (Ⅲ) 特 定 事 業 所 加 算 (V) 特 定	所定単位数の 20/100 所定単位数の 10/100 所定単位数の 10/100 所定単位数の 5/100	左記の1割	1回当たり
要介護度による区分なし	緊急時訪問介護加算	1,112 円	112 ∄	1回の要請に対して1回
足に	初 回 加 算	2,224 ∄	223 ∄	初回のみ
よる豆	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10/100	左記の1割	1回当たり
分分	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5/100	左記の1割	1回当たり
L L	生活機能向上連携加算(I) 生活機能向上連携加算(II)	(I)1,112円 (II)2,224円	(Ⅰ)112 円 (Ⅱ)223 円	1月当たり
	介護職員処遇改善加算(I) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 245/1000 所定単位数の 224/1000 所定単位数の 182/1000 所定単位数の 145/1000	左記の1割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数)

- ※ 特定事業所加算は、サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材や質の確保、 介護職員の活動環境の整備、重度要介護者への対応などを行っている事業所に認められる加算で す。
- ※ 緊急時訪問介護加算は、利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、訪問介護員等が居宅サービス計画にない指定訪問介護(身体介護)を行った場合に加算します。
- ※ 初回加算は、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した指定訪問介護と同 月内に、サービス提供責任者が、自ら指定訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が指定訪問 介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。
- ※ 介護職員処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。
- ※ 中山間地域等における小規模事業所加算・中山間地域に居住する者へのサービス提供加算・介護 職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります
- ○1単位を11.12円として計算しています。
- ※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合) 上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市区町村に居宅介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

◇ 保険給付として不適切な事例への対応について

- (1) 次に掲げるように、保険給付として適切な範囲を逸脱していると考えられるサービス提供を求められた場合は、サービス提供をお断りする場合があります。
 - ① 「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

- 利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- 来客の応接(お茶、食事の手配等)
- 自家用車の洗車・清掃等

② 「日常生活の援助」に該当しない行為

訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

- 草むしり
- 花木の水やり
- ・ 犬の散歩等ペットの世話 等

日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- ・ 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- 植木の剪定等の園芸
- 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理等
- (2) 保険給付の範囲外のサービス利用をご希望される場合は、居宅介護支援事業者又は市町村に連絡した上で、ご希望内容に応じて、市町村が実施する軽度生活援助事業、配食サービス等の生活支援サービス、特定非営利活動法人(NPO法人)などの住民参加型福祉サービス、ボランティアなどの活用のための助言を行います。
- (3) 上記におけるサービスのご利用をなさらず、当事業所におけるサービスをご希望される場合は、別途契約に基づく介護保険外のサービスとして、利用者の全額自己負担によってサービスを提供することは可能です。なおその場合は、居宅サービス計画の策定段階における利用者の同意が必要となることから、居宅介護支援事業者に連絡し、居宅介護サービス計画の変更の援助を行います。

4 その他の費用について

	利用者の居宅が、通常の事	事業の実施	西地域以外の場合、運営規程の定め	
	に基づき、交通費の実費を請求いたします。			
① 交通費	なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。			
	(1)実施地域を越えてから片道 10 キロメートル未満 500円			
	(2) 実施地域を越えてから片道 10 キロメートル以上 1,000円			
	サービスの利用をキャンヤ	セルされる	場合、キャンセルの連絡をいただ	
	いた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求いたします。			
	24 時間前までのご連絡の場合		キャンセル料は不要です	
② キャンセル料	12 時間前までにご連絡の場合		1提供当たりの料金の	
			30%を請求いたします。	
	12 時間前までにご連絡のない場合		1提供当たりの料金の	
			50%を請求いたします。	
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。				
③ サービス提供に当たり必要となる利用者の 和用者の の カービス提供に当たり必要となる利用者の の カービス提供に当たり必要となる利用者の の カービス 提供に当たり必要となる利用者の の カービス 提供に当たり必要となる 利用者の の カービス 提供に当たり の カービス は かっとり かっとり の か			田山人 左 庙 上 法 庙 走 上	
居宅で使用する電気、ガス、水道の費用		利用者の別途負担となります。		
④ 通院・外出介助における訪問介護員等の公共		実費相当を請求いたします。		
交通機関等の交通	交通機関等の交通費		で萌氷いにしより。	

5 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合) その他の費用の請求及び支払い方法について

- 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその ① 利用料、利用者負担額 他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの (介護保険を適用する 合計金額により請求いたします。 場合)、その他の費用の 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 10 請求方法等 日までに利用者あてにお届け(郵送)します。 ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用 者控えと内容を照合のうえ、請求月の15日までに、下記 のいずれかの方法によりお支払い下さい。 ② 利用料、利用者負担額 (ア)事業者指定口座への振り込み (介護保険を適用する (イ)利用者指定口座からの自動振替 場合)、その他の費用の (ウ)現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によら 支払い方法等
- ず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお 願いします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)

 ※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正
- ※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から1月以上遅延し、さらに支払いの督促から7日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。
- 6 担当する訪問介護員等の変更をご希望される場合の相談窓口について

	相談担当者	管理者兼サービス提供責任者
利用者のご事情により、担当する 訪問介護員等の変更を希望される	連絡先電話番号	06-6791-7797
場合は、右のご相談担当者までご	同ファックス番号	06-6777-8940
相談ください。	受付日及び受付時間	月曜日から金曜日までの9:00~18: 00とする。

※ 担当する訪問介護員等の変更に関しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供に当たって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護 認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに 変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が 行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない 等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者 が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行 います。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的

なサービスの内容等を記載した「訪問介護計画」を作成します。なお、作成した「訪問介護計画」は、利用者又は家族にその内容の説明を行い、同意を得た上で交付いたしますので、ご確認いただくようお願いします。

- (4) サービス提供は「訪問介護計画」に基づいて行います。なお、「訪問介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 訪問介護員等に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行います。実際の提供に当たっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を 講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者

管理者 谷口 博真

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	ア 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 イ 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ウ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 エ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	ア 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 イ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報

	が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記
	録を含む。) については、善良な管理者の注意を
	もって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩
	を防止するものとします。
ウ	事業者が管理する情報については、利用者の求め
	に応じてその内容を開示することとし、開示の結

ウ 事業者が管理する情報については、利用者の求め に応じてその内容を開示することとし、開示の結 果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合 は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要 な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に 際して複写料などが必要な場合は利用者の負担 となります。)

10 緊急時の対応について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の 医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡 します。

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	
保険名 介護保険・社会福祉事業者総合保険	
補償の概要 総支払限度額 1 億円	

12 身分証携行義務

訪問介護員等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

指定訪問介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を 通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービ スの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 指定訪問介護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

15 サービス提供の記録

- (1) 指定訪問介護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また、利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- (2) 指定訪問介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

16 衛生管理等

- (1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

17 指定訪問介護サービス内容の見積もりについて

- このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。
- (1) サービス提供責任者(訪問介護計画を作成する者)
- (2) 提供予定の指定訪問介護の内容と利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)は 別途、訪問介護計画書を用いてご説明させて頂きます。

(3) その他の費用

① 交通費の有無	重要事項説明書4一①記載のとおりです。
② キャンセル料	重要事項説明書4-②記載のとおりです。
③ サービス提供に当たり必要となる利用者 の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	重要事項説明書4-③記載のとおりです。
④ 通院・外出介助における訪問介護員等の公共交通機関等の交通費	重要事項説明書4-④記載のとおりです。

- (4) 1ヶ月当たりのお支払い額(利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)とその 他の費用の合計)の目安は別途、訪問介護計画書を用いてご説明させて頂きます。
- ※ ご説明させて頂く金額は概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、 ご利用状況などにより変動します。

18 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 苦情処理の体制及び手順
 - ① 提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるため の窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

- ② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - ○苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を 実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。
 - ○特に事業者に関する苦情である場合には、利用者の立場を考慮しながら、事業者側の 責任者に事実関係の特定を慎重に行う。
 - ○相談担当者は、把握した状況の検討を行い、時下の対応を決定する。
 - ○対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず 対応方法を含めた結果報告を行う。(時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡 する。)

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 (ケアステーションわたがし)	(所 在 地) 大阪府大阪市平野区加美東 1-1-8-405 (電話番号) 06-6791-7797 (ファックス番号) 06-6777-8940 (受付時間) 月曜日から金曜日までの 9:00~18:00 とする。
【市役所の窓口】 大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課 (指定・指導グループ)	大阪市中央区船場中央 3 丁目 1 番 7-331 電話: 06-6241-6310 FAX: 06-6241-6608 受付時間: 9:00~17:30
【公的団体の窓口】 (大阪府国民健康保険団体連合会)	(所 在 地)大阪市中央区常磐町 1-3-8 (電話番号)06-6949-5309 (受付時間) 月曜日から金曜日までの 9:00~17:00 とする。

19 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無し
実施した直近の年月日	年 月 日
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

20 重要事項説明の年月日

上記内容について、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年大阪府条例第115号)」第10条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
	,

	所 在 地	大阪府大阪市平野区加美東一丁目1番8-405号
	法人名	株式会社エンゲージメント
事業者	代表者名	代表取締役 山根 啓
有	事業所名	ケアステーションわたがし
	説明者氏名	

事業者から上記内容の説明を確かに受けました。

利田者	住 所	
利用者	氏 名	印

代理人	住	所		
	氏	名	印	